

公益財団法人アジア保健研修所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人アジア保健研修所と称する。その英文名を Asian Health Institute と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県日進市に置く。
2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、キリスト教の愛と平和の精神に基づき、「自立のための分かち合い」「人びとから人びとへ」をモットーとし、アジアの人びとの健康の増進、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) アジア諸国における地域保健・開発活動の推進と人材育成事業
(2) 日本国内における、アジア諸国への理解を促進するための情報提供および啓発事業
(3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
2 この法人の目的を達成するために、前項の事業は本邦および海外においておこなうものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、第3条に掲げる目的の達成のために、事業を公正かつ適正に運営し、社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

第2章 財産および会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という）にしたがい、使用または処分するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める規程による。

（基本財産の維持及び処分）

第8条 この法人は基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産は、これを処分しまたは担保に供することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により基本財産の一部を処分、または担保に供する場合には、あらかじめ、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。
- 4 前項に関する評議員会の承認は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって決議されなければならない。

（財産の管理・運用）

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第10条 この法人の事業計画および収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告および決算）

第11条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会および定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類は、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、第54条第1項第9号の書類に記載するものとする。

(長期借入金および重要な財産の処分または譲り受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。この法人が重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

2 前項に関する評議員会の承認は、議決に加わることができる評議員の3分2以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

3 特定費用準備資金、特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金、ならびに交付者の定めた用途に従って使用もしくは保有している資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任)

第16条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）第179条から第195条の規定にしたがい、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

- イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭等その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
- へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えてはならない。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又または管理人）または業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規程の適用を受けるもの

をいう) または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

- (3) 「一般社団・財団法人法」第173条第1項において準用される第65条第1項および公益認定法第6条に定める欠格事由のいずれにも該当しない者であること。
- 3 第2項のほか、この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名と親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者の合計数、または評議員のいずれか1名およびその親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者との合計数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事または監事、もしくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員長は、評議員会において互選する。
- 6 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(職務および権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第22条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第18条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、辞任または任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第19条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

(報酬)

第20条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをおこなうことができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事および評議員等への報酬ならびに費用支払いに関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

(職務および権限)

第22条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事ならびに評議員の選任及び解任
- (2) 評議員長の選任および解職
- (3) 理事、監事および評議員への報酬ならびに費用支払いに関する規程
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画書、収支予算書並びに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 各事業年度の事業報告書および貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録の承認
- (7) 基本財産の処分および担保提供
- (8) 長期借入金および重要な財産の処分または譲り受け
- (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (11) その他、評議員会で決議するものとして「一般社団・財団法人法」またはこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第23条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に開催することができるものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第24条 評議員会は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会を招集する場合は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、やむを得ず欠席の際には、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第26条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。代理人による議決権の行使、もしくは書面による議決権の行使は認めない。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事ならびに評議員の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分および担保提供
 - (4) 長期借入金および重要な財産の処分または譲り受け
 - (5) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
 - (6) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
 - (7) その他ここに定めるもの以外で「一般社団・財団法人法」第189条第2項にあたるものは、同法の規定に従う。
- 4 理事および監事を選任する議事に際しては、各候補者ごとに第1項の決議

を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第31条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第30条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名または記名押印しなければならない。

第4章 理事、監事および理事会

第1節 理事、監事

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の理事、監事を置く。

- (1) 理事 8名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長および専務理事をもって、「一般社団・財団法人法」第197条において準用される第91条第1項第1号に定める代表理事とする。
- 4 理事のうち、3名以内を「一般社団・財団法人法」第197条において準用される第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(選任等)

第32条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、代表理事のうち1名を理事長に、残る1名を専務理事に選定する。専務理事は、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事会は、第2項で選定された業務執行理事より、常務理事2名以内を選定することができる。
- 5 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - イ 当該理事およびその配偶者または3親等内の親族
 - ロ 当該理事と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該理事の使用人
 - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭等その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又または管理人）または業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法

人であつて、総務省設置法第4条第15号の規程の適用を受けるもの(をいう)または認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)

- (3) 「一般社団・財団法人法」第177条第1項において準用される第65条第1項および公益認定法第6条に定める欠格事由のいずれにも該当しない者であること。
- 6 前項のほか、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名およびその親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 7 この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者を含む)、評議員(その親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者を含む)、ならびに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互にその親族その他租税特別措置法施行令第25条の17第6項に定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 8 理事または監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会が別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務および財産の状況を調査する、ならびに各事業年度に係る計算書類および事業報告を監査する。
- (3) 評議員会および理事会に出席し、必要があると認める時は意見を述べる。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事

実があると認めるときは、これを評議員会および理事会に報告する。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求できる。その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事が理事会を招集することができる。
- (6) 理事が評議員会に提出する議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

2 監事は、いつでも理事および職員に対し、事業の報告を求めることができる。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事、監事は、辞任または任期満了後においても、第31条で定める定員に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された理事・監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第36条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議に基づいておこなわなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬)

第37条 理事、監事は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをおこなうことができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事及び評議員への報酬ならびに費用支払いに関する規程による。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉理事及び顧問)

第39条 この法人に若干名の名誉理事及び顧問を置くことができる。

2 名誉理事および顧問は、理事会において選任する。

3 名誉理事のうち1名を名誉理事長とすることができる。

4 名誉理事および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要とする費用の支払いをおこなうことができる。

5 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める理事、監事および評議員等への報酬ならびに費用支払いに関する規程による。

(名誉理事および顧問の職務)

第40条 名誉理事および顧問は、理事長の諮問に応え、理事会に出席し、参考意見を述べるることができる。

第2節 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(職務および権限)

第42条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
 - (4) 理事長、専務理事、および常務理事の選定および解職
 - (5) 名誉理事および顧問の選任および解任
 - (6) 理事長、専務理事等の職務権限規程の制定
 - (7) 評議員会の招集の決定
 - (8) 基本財産の決定
 - (9) 基本財産の処分または担保提供の決定
 - (10) 各事業年度の事業計画および予算関係書類の承認
 - (11) 各事業年度の事業報告および計算書類の承認
 - (12) 資金運用規程の制定
 - (13) 会計処理規則の制定
 - (14) 特定費用準備資金、特定の資産の取得または改良に充てるために保有する資金、ならびに交付者の定めた用途に従い使用もしくは保有している資金の取り扱いの決定
 - (15) 事務局長ならびに常勤職員の任免の承認
 - (16) 第63条に定めるこの法人の運営に関し、必要な事項の決定
 - (17) その他理事会で決定すべきとして法令またはこの定款で定められた事項の決定
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務遂行の決定を自ら行うものとし、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 長期の借入金
 - (3) 事務局長その他重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

第43条 理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

2 次の各号に該当する場合には開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間

以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第1項第5号の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。

2 ただし、前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として、理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する時には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。代理人による議決権の行使、もしくは書面による議決権の行使は認められない。

(決議)

第47条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第48条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事、監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

第5章 委員会

(委員会)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 会 員

(会員)

第52条 この法人の趣旨に賛同し、事業の円滑な運営に協力する個人または法人・団体を会員とすることができる。

2 会員は、別に定める「会員に関する規程」に従い、会費を納入する。

3 会員は、第3条に述べた理念に基づき、この法人の活動を積極的に支援する。

4 その他、会員に関する必要な事項は、別に定める「会員に関する規程」による。

第7章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の業務を遂行するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3 事務局長および他の常勤職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿および書類)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款および重要な諸規程
- (2) 理事、監事および評議員の名簿
- (3) 認定、許可、許可および登記に関する書類
- (4) 理事会および評議員会の議事に関する書類
- (5) 理事、監事および評議員への報酬ならびに費用支払いに関する規程
- (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 事業報告書、事業報告の附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書およびこれらの附属明細書、財産目録
- (8) 監査報告書
- (9) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 この定款を変更する場合は、議決に加わることができる評議員の3分2以上の多数をもって決議されなければならない。
- 3 前項の規定は、第3条(目的)、第4条(事業)ならびに第16条(評議員の選任・解任)についても適用する。その決議においては、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 「公益認定法」第11条第1項に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第56条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなけ

ればならない。

(解散)

第57条 この法人は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由およびその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く）において、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は合併の日から1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体または公益認定法第5条17号に掲げる法人であつて、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状態、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告)

第62条 この法人の公告は、電子公告による。

第10章 補則

(委任)

第63条 この定款により定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 この法人の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 糸柳尚子、岩本和則、神谷欣吾、齋藤尚文、中島正人、中野清、
高橋公明、龍田成人、藤井清司、林かぐみ、日野原重明
監事 稲垣 正、永井信介
- 4 この法人の最初の代表理事は、齋藤尚文および中野清とし、最初の理事長は齋藤尚文、最初の専務理事は中野清とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
井手宏、加藤明宏、近藤真由美、柴川理一郎、田口博之、戸田安士、西村清、
長谷部一夫、ミカエル・カルマノ、森岡廣實、山田正行